療養費（治療用装具）

購入した装具は、日立健保に申請できますか？

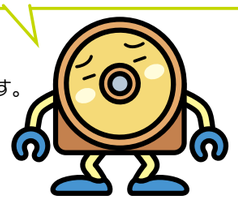

◎ 治療用装具とは？

治療用装具とは、治療が目的で医師の指示により一時的に使用する装具のことです。

◎ 申請できる対象の装具とは？

医師の指示により作製されたもの
- ●治療の目的のために必要であること
- ●厚生労働省の定めた「基本工作法」に基づくオーダーメイド品であること

代表的な装具の例

弾性ストッキング以外の装具は、基本的に、個人の体型にあわせて採寸・採型をして作製したものが対象となります。

◎ 次の装具は対象になりますか？

市販のサポーター

サイズS・M・L等あり

×

医師が治療上必要と認めた場合でも、個人の体型にあわせて採寸・採型をして作製していないので対象になりません。

治療用眼鏡

○ ※ただし、9歳未満まで

弱視、斜視、先天性白内障術後の屈折矯正が必要な9歳未満の小児に対して、医師が治療上必要と認めた場合は対象となります。

松葉杖

△

医療機関で貸与してもらえることがほとんどですが、医師が治療上必要と認め、貸与はなく、購入しなければならないときは対象になります。

補聴器

×

車いす

×

杖

×

治療が目的ではない装具は対象ではありません。

◎ どのように申請すればよいですか？

かかった費用の全額を立て替え払いしたあとに、日立健保へ申請してください。

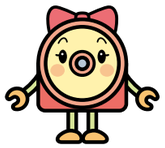

提出書類
1. **療養費請求書**（立替払い・治療用装具）
2. **医療機関等で受けとった装具の詳細がわかる領収書（原本）**
3. **治療用装具が傷病の治療のために必要と認められる医師の意見書**
4. **靴型装具の場合は当該装具の写真**（患者が実際に装着する現物であること）

内容審査後、かかった費用の７～８割が給付されます（装具により給付金額に上限があります）。

いま何時？

受診する時間によって医療費に加算あり！

医療機関や薬局は、時間外・休日・深夜に受診すると、医療費に加算がつきます。平日の日中に受診しましょう。

時間外・休日・深夜は「割増料金」がかかります

加算がつく時間帯と加算額は次のとおりです。おおむね平日8時～18時、土曜日8時～12時以外に受診すると、割増料金がかかると覚えておきましょう。

医療機関・診療所における割増料金

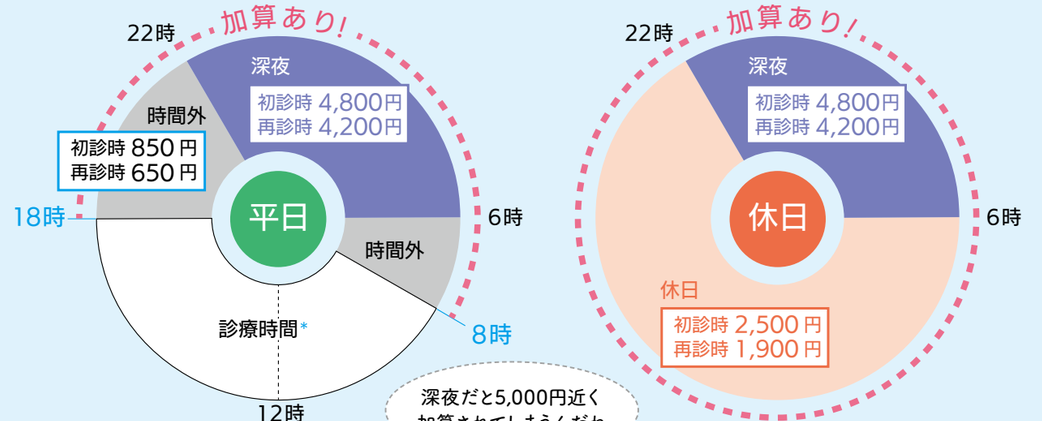

調剤薬局でも割増料金がかかります

時間帯	加算額
時間外	調剤技術料と同額
休日	調剤技術料の1.4倍
深夜	調剤技術料の2倍

※調剤技術料とは、「調剤基本料」「調剤料」などの合計です。

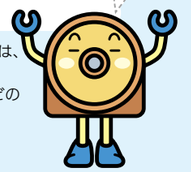

※いずれか１つが加算されます。
※上記には健康保険が適用され自己負担割合に応じた額を支払います。
※６歳未満の場合、加算はさらに高額になります。
※夜間・早朝・休日に通常診療している診療所では、8時前や18時（土曜は12時）以降・休日には500円の加算が、調剤薬局でも同様に、開業中であっても8時前や19時（土曜は13時）以降・休日には400円の加算がつく場合があります。
※夜間の救急診療を行う医療機関では、初診時2,300円、再診時1,800円の時間外加算がつく場合があります。

長時間待ったのに再受診が必要になることも

時間外・休日・深夜は、緊急性の高い患者が優先となります。待ち時間が長くなるだけでなく、専門医がいない場合が多いため、診療時間内の再受診が必要になることもあります。

「日中は忙しくて時間がない」など自己都合で受診すると、重症患者の治療の妨げになることも知っておきましょう。

時間外・休日・深夜の診療では実施していないこと

緊急時以外は平日の日中に受診するようにしましょう

- ●緊急性が低い患者への詳しい検査や専門的な診療
- ●長期間の薬の処方（おおむね1～3日分のみ）
- ●診断書の発行　など

➡診療時間内の再受診が必要になります。

※上記は一例で、医療機関によって対応は異なります。

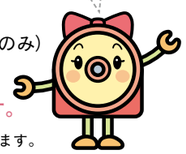

子どもの急な体調不良で困ったときは…「#8000」子ども医療電話相談

時間外・休日・深夜に起こった子どもの急な症状で、受診の必要性の判断に迷ったときなどに小児科医師・看護師に電話で相談できます。全国共通の短縮番号（#8000）で相談窓口へつながります。
※都道府県ごとに開設時間が異なります。詳細は右記の厚生労働省ホームページをご覧ください。